

労働者派遣事業を行う事業所の情報提供

労働者派遣法第23条5項の規定に基づきマージン率等、下記の事業についての情報提供を行います。
なお、情報提供は2022年9月1日～2023年8月31日の数値になります。

名称	株式会社 ジョブセクション
許可番号	派09-300205

1 派遣労働者数（1日平均）	90名
2 派遣先企業数	13社
3 労働者派遣に関する料金の平均額（1日8時間あたり）	11,777円
4 派遣労働者の賃金の平均額（1日8時間あたり）	9,519円
5 マージン率の平均	19.20%

※マージン率とは

派遣先から受け取る派遣料金に占める、派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合のことです。
マージンには社会保険料・雇用保険料・構成福利費や派遣会社の諸経費が含まれます。

6 派遣労働者のキャリア形成支援制度

キャリアアップに資する教育訓練に関する計画

教育訓練の種類	対象者	実施方法	費用負担	賃金支給
入職時等基礎的訓練	入職時	OFF-JT	無し	有給
職能別訓練	2年目	OFF-JT	無し	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口の連絡先 0282-25-6227

7 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労使協定の締結の有無	対象となる派遣労働者の範囲
有	全ての派遣労働者

協定の有効期限の終期： 2025年 3月 31日

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社ジョブセクション（以下「甲」という。）と株式会社ジョブセクションの過半数労働者代表（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

- 第1条 本協定は、派遣先において別表1の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。
- 2 対象従業員については、派遣先が変更されることがあることから、中長期的なキャリア形成を行い、所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
 - 3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第2条 対象従業員の賃金は、以下の種類とする。

- ①基本給（賞与含む）
- ②割増賃金（時間外勤務手当、深夜勤務手当、休日勤務手当）
- ③通勤手当

（賃金の決定方法）

第3条 対象従業員の基本給及び賞与の対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。

- (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和5年8月29日職発0829号第1号「労働者派遣法第30条の4第1項第2項イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）に定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）」の中分類の該当業務とする。
- (2) 通勤手当については、基本給及び賞与及び退職手当とは別に第6条のとおりとする。
- (3) 地域調整については、通達に定める「地域指数」の都道府県単位にて調整する。ただし、主に就業を行う栃木市及び佐野市については、公共職業安定所管轄地域の指数を用いるものとする。

（基本給（賞与含む））

第4条 基本給（賞与含む）は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること。
- (2) 別表2のランクA～Cの職務、別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること。
A：0年相当 担当業務について、マニュアルや上長の指示・指導を受けながら業務遂行できる。
B：3年相当 業務の知識を身につけ、一人で遂行していくことができる。
C：5年相当 担当業務に精通し、新人への指導ができる。
- (3) 甲は、第8条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積及び能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で基本給に上乘せしめて支払うこととする。

（割増賃金）

第5条 対象従業員の時間外勤務手当、深夜勤務手当、休日勤務手当は、法律の定めに従って支給する。

(通勤手当)

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。ただし徒歩または自転車のみで通勤する場合、もしくは片道2km未満であるものを除く。

(退職手当)

第7条 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3のとおりとする。

(1) 退職手当の受給に必要な最低勤続年数：

通達別添4に定める「令和4年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)の「退職一時金受給のための最低勤続年数」において、最も回答割合の高かったもの(自己都合退職及び会社都合退職のいずれも3年)

(2) 退職時の勤続年数ごと(3年、5年、10年、15年、20年、25年、30年、35年、37年)の支給月数：

「令和4年中小企業の賃金・退職金事情」の高校卒の場合の支給率(月数)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値として通達に定めるもの

第8条 対象従業員の退職手当は、在籍3年以上の者に支給するものとし、別表3と同等以上の金額とすることとする。

(賃金の決定に当たっての評価)

第9条 基本給(賞与含む)は、定期的に行う勤務評価の結果に基づき決定する。

(賃金以外の待遇)

第10条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員と同一とする。

(教育訓練)

第11条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「キャリアアップに資する教育訓練実施計画」に従って着実に実施する。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

2 本協定締結後に通達の内容が改定された場合には、本協定の該当項目は改定後の通達内容とする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とする。

令和6年4月1日

株式会社 ジョブセクション

代表取締役 松本 泰典

過半数労働者代表

田中康久



別表 1

【栃木市】同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

職業安定業務統計地域指数 栃木市 0.983		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値		
		0年相当	3年相当	5年相当
556 飲料・たばこ製造業	職業安定業務統計値	1,067	1,367	1,439
	地域調整単価	1,049	1,344	1,415
564 ゴム製品製造工	職業安定業務統計値	1,066	1,366	1,438
	地域調整単価	1,048	1,343	1,414
569 その他製品製造	職業安定業務統計値	1,087	1,392	1,466
	地域調整単価	1,069	1,369	1,442
628 ゴム製品検査工等	職業安定業務統計値	1,010	1,294	1,362
	地域調整単価	993	1,273	1,339
782 軽作業員	職業安定業務統計値	1,127	1,444	1,520
	地域調整単価	1,108	1,420	1,495

※「令和4年度職業安定業務統計」の中分類に該当する業務

【佐野市】同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

職業安定業務統計地域指数 佐野市 0.974		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値		
		0年相当	3年相当	5年相当
782 軽作業員	職業安定業務統計値	1,127	1,444	1,520
	地域調整単価	1,098	1,407	1,481

※「令和4年度職業安定業務統計」の中分類に該当する業務

【栃木県】同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

職業安定業務統計地域指数 栃木県 0.994		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値		
		0年相当	3年相当	5年相当
561 木製製品製造工	職業安定業務統計値	1,071	1,372	1,445
	地域調整単価	1,065	1,364	1,437
575 電子機器器具 組立工等	職業安定業務統計値	1,032	1,322	1,392
	地域調整単価	1,026	1,315	1,384
755 配達員	職業安定業務統計値	1,185	1,518	1,599
	地域調整単価	1,178	1,509	1,590
771 製品包装作業員	職業安定業務統計値	1,027	1,316	1,385
	地域調整単価	1,021	1,309	1,377

※「令和4年度職業安定業務統計」の中分類に該当する業務

【茨城県】同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

職業安定業務統計地域指数 茨城県 1.011		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値		
		0年相当	3年相当	5年相当
569 その他製品製造	職業安定業務統計値	1,087	1,392	1,466
	地域調整単価	1,099	1,408	1,483

※「令和4年度職業安定業務統計」の中分類に該当する業務

別表2

【栃木市】対象従業員の基本給（賞与含む）

中分類		ランク	A	B	C
			0年相当	3年相当	5年相当
556 飲料・たばこ 製造業	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額		1,067	1,367	1,439
	基本給・賞与相当額		1,049～	1,344～	1,415～
564 ゴム製品 製造工	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額		1,066	1,366	1,438
	基本給・賞与相当額		1,048～	1,343～	1,414～
569 その他製品 製造	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額		1,087	1,392	1,466
	基本給・賞与相当額		1,069～	1,369～	1,442～
628 ゴム製品 検査工等	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額		1,010	1,294	1,362
	基本給・賞与相当額		993～	1,273～	1,339～
782 軽作業員	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額		1,127	1,444	1,520
	基本給・賞与相当額		1,108～	1,420～	1,495～

※上記表中金額は「令和4年度職業安定業務統計」と同一の金額である。

【佐野市】対象従業員の基本給（賞与含む）

中分類		ランク	A	B	C
			0年相当	3年相当	5年相当
782 軽作業員	職業安定業務統計値		1,127	1,444	1,520
	地域調整単価		1,098～	1,407～	1,481～

※上記表中金額は「令和4年度職業安定業務統計」と同一の金額である。

【栃木県】対象従業員の基本給（賞与含む）

中分類		ランク	A	B	C
			0年相当	3年相当	5年相当
561 木製製品 製造工	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額		1,071	1,372	1,445
	基本給・賞与相当額		1,065～	1,364～	1,437～
575 電子機器器具 組立工等	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額		1,032	1,322	1,392
	基本給・賞与相当額		1,026～	1,315～	1,384～
755 配達員	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額		1,185	1,518	1,599
	基本給・賞与相当額		1,178～	1,509～	1,590～
771 製品包装 作業員	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額		1,027	1,316	1,385
	基本給・賞与相当額		1,021～	1,309～	1,377～

※上記表中金額は「令和4年度職業安定業務統計」と同一の金額である。

【茨城県】対象従業員の基本給（賞与含む）

中分類		ランク	A	B	C
			0年相当	3年相当	5年相当
569 その他製品 製造	職業安定業務統計値		1,087	1,392	1,466
	地域調整単価		1,099～	1,408～	1,483～

※上記表中金額は「令和4年度職業安定業務統計」と同一の金額である。

別表3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職手当の関係）

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	37年
支給率 (月数)	自己都合 退職	0.7	1.2	2.7	4.6	6.7	8.9	11.0	12.9	14.0
	会社都合 退職	1.0	1.7	3.6	5.9	8.2	10.5	12.5	14.5	16.0

(資料出所)「令和4年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)における退職金の支給率(モデル退職金・高校卒)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合(71.5%)をかけた数値として通達で定めたもの